

遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み

遺伝子組換え作物に関しては、

- ① 食品としての安全性は「食品安全基本法」及び「食品衛生法」
- ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
- ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが栽培、流通される仕組みとなっている。

（隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、飼料として利用しない場合は、③のみ）

生物多様性への影響

カルタヘナ法

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

農林水産省／環境省

隔離ほ場試験の承認申請

生物多様性影響評価検討会
農作物分科会

↓
同総合検討会

↓
パブリックコメント

↓
隔離ほ場試験の承認

食品としての安全性

食品安全委員会

食品としての安全性についてのリスク評価

↓
厚生労働省

リスク管理

↓
食品としての安全性確認

飼料としての安全性

農業資材審議会 (農林水産省)

家畜に対する安全性についてのリスク評価

食品安全委員会

畜産物のヒトの健康への影響についてのリスク評価

↓
農林水産省

リスク管理

↓
飼料としての安全性確認

↓
一般的な使用のための承認申請

（食用・飼料用としての輸入、流通、使用、栽培等）

↓
生物多様性影響評価検討会
農作物分科会

↓
同総合検討会

↓
パブリックコメント

↓
食品や飼料の安全性確認との整合性を考慮（カルタヘナ法に基づく基本的事項で規定）

↓
一般的な使用のための承認

問題のないもののみが輸入、流通、使用、栽培等